

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まります

問 企画課企画政策係☎72-2111内線224 個人番号カードに関することは 市民課市民係☎72-2111内線414

社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。個人番号(マイナンバー)は、住民票を有する全ての人に1人1つの番号が付番されます。

マイナンバー制度スタートまでのスケジュール

平成27年10月	住民票を有する全ての人に12桁のマイナンバーを通知します
平成28年1月	社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります ※希望者には、申請により個人番号カード(顔写真付きのICカード)が交付されます
平成29年1月	国の機関同士での情報連携が開始されます
平成29年7月	市役所などの地方公共団体などでも情報連携が開始されます

マイナンバー制度が導入されると…

- 申請者が窓口で提出する書類が簡素化されます。
- 「所得」や「行政サービスの受給状況」などが正確に把握しやすくなるため、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。また、不正に負担を免れることや不正受給を防止します。
- 社会保障・税・災害対策に関する分野で、情報連携が円滑になります。

個人情報保護対策

- マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続きで行政機関などに提供する場合を除き、他人に提供することはできません。
- 他人のマイナンバーを不正に入手することは、処罰の対象です。

マイナンバー制度について詳しく知りたい場合はこちらから！

●コールセンター

【日本語窓口】**0570-20-0178** 全国共通ナビダイヤル

【外国語窓口】**0570-20-0291** (現在は英語のみ対応)

【受付時間】午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

●内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



マイナンバー
広報キャラクター
「マイナちゃん」

3月は自殺対策強化月間です

問 福祉課障害者福祉係☎72-2111内線442

国では、最近の自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、悩みや問題を抱えた人が支援を求める環境を作るための施策ができるよう、月別自殺者数の多い3月を「自殺対策強化月間」と定めています。

健康問題、家族の問題、学校生活、経済上の問題など、現代はさまざまなストレスに囲まれています。悩みや問題をひとりで抱え込まずに、まずは相談してください。

こころの相談窓口一覧

- ふくおか自殺予防ホットライン
☎092-592-0783(24時間年中無休)
- 福岡いのちの電話
☎092-741-4343(24時間年中無休)
- こころの相談電話
☎092-582-7400
(月～金／午前9時～正午、午後1時～4時)
- 心の電話(筑後)
☎36-1313(月・水・金／午後1時～4時)

固定資産課税台帳の縦覧・閲覧を行います

縦覧および閲覧場所 **問** 税務課資産税係(本館1階④番窓口) ☎ 72-2111内線122・123

平成27年度の固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳の縦覧・閲覧を行います。平成26年中(平成26年1月2日～平成27年1月1日)に土地売買や地目変更、家屋の新增築、解体など固定資産に異動があった場合は、異動後の内容で課税台帳に登録されます。大切な財産の確認のため、ぜひご覧ください。

縦覧制度

納税者が、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認するため、ほかの土地・家屋の価格と比較できる「土地および家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧を行います。

期間 **4月1日(水)～4月30日(木)** ※土日祝日を除く

縦覧できる人 固定資産税の納税者またはその住民票上同一世帯の人、代理人、相続代表者を含む納税管理人
手数料 無料

閲覧制度

納税義務者は、本人の「固定資産課税台帳」に記載された内容を確認できます。また、借地・借家人なども、関係する固定資産の課税内容を確認できます。

期間 縦覧期間(ほか随時) ※土日祝日を除く

閲覧できる人 固定資産税の納税義務者またはその住民票上同一世帯の人、代理人、借地(家)権者
または使用収益権者など

手数料 縦覧期間中は無料(通常は有料)

持参するもの

①本人確認書類(運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付)、パスポート、その他官公庁が発行した顔写真付の身分証明書など)

②委任状(代理人の場合)

※閲覧の場合、借地・借家人は当該賃貸に係る契約書が必要です

平成27年度国民健康保険被保険者証を郵送します

問 国保年金課国保係(本館1階⑧番窓口) ☎ 72-2111内線424・425

平成27年度の国民健康保険被保険者証を簡易書留で郵送します。

配達期間

3月21日(土・祝)～3月30日(月)

※不在連絡票が自宅に届いた場合は、3月30日(月)

までは、小郡郵便局で受取りができます

※3月31日(火)は郵便局が再配達を行います

市役所での受取

4月1日(水)／午後1時～

※印鑑・本人確認ができる書類(免許証・住基カードなど)

・委任状(世帯主以外が来庁する場合)をお持ちください



被保険者証の郵送に関する問合せ

3月21日(土・祝)～31日(火)

小郡郵便局 ☎ 72-4494

4月1日(水)以降

国保年金課国保係
(市役所本館1階⑧番窓口)
☎ 72-2111内線424・425

合同消防訓練を実施しました

問財政課管財係☎72-2111内線233



①救助される要救助者役の市職員②市庁舎に駆けつける三井消防署員・消防団員③トリアージ(重症度による治療順番決め)の訓練④初期消火訓練

平成26年度(後期分)腎臓疾患患者福祉給付金の申請は 3月27日まで

申請問福祉課障害者福祉係☎72-2111内線442

腎臓機能障害による身体障害者手帳所持者で、夜間に人工透析治療を受けている人に対して、通院に伴う交通費の一部を助成します。

対象

県内に居住し、次の要件を全て満たす人

- ①身体障害者手帳(腎臓機能障害)の交付を受けている
- ②夜間(治療開始時間が午後5時以降)の人工透析回数が1か月に5回以上ある
- ③通院距離(自宅から医療機関までの距離)または通院費用が次のアからウまでのいずれかに該当する
 - ア 自家用車での通院距離が片道10km以上
 - イ 公共交通機関での通院で1か月2,000円以上の運賃を負担
 - ウ タクシーでの通院で領収証に基づき1か月2,000円以上負担したと認められる
- ④その他の制度で交通費の補助を受けていない
- ⑤入院中でない

※世帯の所得状況により、給付を受けることができない場合があります

給付金額 月額2,000円

対象期間 平成26年10月～平成27年3月

申請方法 窓口で申請(申請書は窓口で配布)

受付期限 3月27日(金)